

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ 15/2564

เรื่อง มาตรการส่งเสริมการลงทุนในเขตเศรษฐกิจพิเศษจังหวัดสระแก้ว

非公式訳

投資委員会布告

第 15／2564 号

件名：サケー才県特別経済開発区における投資奨励措置

投資委員会布告第 7/2564 号「特別経済開発区における投資奨励措置」及び投資委員会布告第 2/2557 号「投資奨励政策および基準」につき、

投資委員会は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条及び第 35 条の権限に基づき、サケー才県特別経済開発区に立地するプロジェクトの投資奨励対象業種を以下のように指定し発布する。

第 1 項 サケー才県特別経済開発区における投資奨励対象業種及び条件を以下のように指定する。

1 類 農業および農産品

業種	条件
1. 4 乾燥植物およびサイロ事業	
1. 5. 1 家畜または水棲動物の繁殖事業	最新技術を使用すること。例えば、密閉型育舎の使用、育舎内を常時適切な空気環境に保つための換気システムの設置、自動給水給餌システムの設置、感染症媒介生物の飼育場への侵入防止システムの設置、頭数カウントセンサーシステムの設置など。
1. 5. 2 家畜または水棲動物（エビを除く）の養殖事業	最新技術を使用すること。例えば、密閉型育舎の使用、育舎内を常時適切な空気環境に保つための換気システムの設置、自動給水給餌システムの設置、感染症媒介生物の飼育場への侵入防止システムの設置、頭数カウントセンサーシステムの設置、および環境への影響を予防・軽減する効率的なシステムの設置など。
1. 6 屠殺事業	最新製造技術を使用すること。例えば、動物の気絶処理、動物を掛ける吊り具、冷蔵室、冷却システム、肉質検査、異物検査など。
1. 8 植物、野菜、果物、花の品質選別、包装、保存事業	最新技術を使用すること。例えば、色彩選別機、蒸熱による果実蠅の卵の殺滅処理、コーティングなど。
1. 9 加工澱粉（Modified Starch）または特殊な植物からの製粉事業	
1. 10 植物または動物からの油脂の製造（大豆からの油を除く）	1. 植物からの原油または半精製油の製造は、農産物を原材料にすること。 2. 植物からの精製油は、農産物または原油を原材料にすること。
1. 11 天然エキスの製造または天然エキスからの製品の製造	

業種	条件
(薬品、石鹼、シャンプー、歯磨き粉、化粧品を除く)	
1. 14. 1 基礎ゴム加工事業	
1. 15 農業の副産物あるいは残り屑からの製品、または農業の副産物、残り屑あるいは廃棄物からの原材料からの製品の製造	
1. 17 最新技術を使用した食品の製造・保存、飲料、食品添加物(Food Additives)、または食品調合物(Food Ingredients)の製造(アルコール飲料を除く)	<ol style="list-style-type: none"> 混合や希釈工程のみのプロジェクトは奨励しない。 発酵工程があるプロジェクトは、研究で立証された種菌を使用すること。
1. 19 冷蔵・冷凍倉庫、または冷蔵・冷凍倉庫および冷蔵・冷凍運輸事業	
1. 20 農産物取引センター	<ol style="list-style-type: none"> 土地面積は 50 ライ以上であること。 全面積の 60%以上が農産品に関する業務あるいはサービスであり、敷地内に農産品の展示場あるいは取引場、競売センター、冷凍庫、倉庫を有すること。 品質検査・選別、残留物質検査サービスを提供すること。
1. 22 家畜飼料あるいは飼料成分の製造	<ol style="list-style-type: none"> 奨励証書に指定された操業開始期限内に HACCP、GMP 等の国際規格の認証を取得すること。 トレーサビリティ(Traceability)システムを有すること。

2類 鉱業、セラミックス、基礎金属

業種	条件
2. 17 公共事業用のプレストレスコンクリート製品の製造、および建設資材の製造	通常税率 50%の法人所得税減税の対象とならない。

3類 軽工業

業種	条件
3. 1. 1 天然繊維または人工繊維の製造	リサイクル繊維の製造の場合は、タイ国内の残り屑・廃棄物のみを使用すること。
3. 1. 2 糸または布の製造	
3. 1. 4 衣類、衣類部品、および家庭用繊維製品の製造	

業種	条件
3.2 不織布の製造または不織布から衛生製品 (Hygienic Products) の製造	
3.3 鞄もしくは履物製品の製造、または皮革もしくは人工皮革からの製品の製造	
3.4 スポーツ用品またはその部品の製造	
3.6 家具またはその部品の製造	
3.8 宝石および装飾品、あるいはその部品、原材料、プロトタイプの製造	
3.11 医療器具・機器またはその部品の製造	

4類 金属製品、機械、運輸機器

業種	条件
4.4 汎用エンジンまたは備品の製造	
4.5.2 機械、その備品、部品の製造および/または金型の修理事業	部品成形および/またはエンジニアリングデザイン工程を有すること。
4.5.3 機械組み立ておよび/またはその備品の組み立て事業	委員会が同意した組み立て工程を有すること。
4.8.17 その他乗り物部品の製造	
4.12 オートバイの製造（総排気量が 248cc. 未満のものを除く）	1. 構造的な溶接組立工程および塗装工程を有すること。 2. 部品製造、部品利用の計画を投資委員会に提出し、同意を得ること。
4.14 建設用もしくは工業用金属構造の製造 (Fabrication Industry)	

5類 電気・電子機器産業

業種	条件
5.1 電気製品の製造	
5.2.2 LED 電球の製造	
5.2.3 電気製品用コンプレッサーおよび/またはモーターの製造	
5.2.4 ワイヤハーネスの製造	
5.2.5 その他電気機器部品の製造	
5.3.5 オーディオビジュアル製品 (Audio Visual Product) の製造	
5.3.6 事務用電子機器の製造	

業種	条件
5.3.7 その他電子製品の製造	
5.4.6.2 一般 HDD および/ または その部品 (Top Cover または Base Plate または Peripheral を除く) の製造	既存機械の改修に関する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。
5.4.6.3 HDD 用 Top Cover または Base Plate または Peripheral の製造	
5.4.12 フレキシブルプリント基板 及び/ またはプリント基板及び /またはその部品の製造	
5.4.13 その他記憶装置の製造	
5.4.14 PCBA の製造または同一プロジェクトに PCBA の製造工程を有する製品の製造	
5.4.17 オーディオビジュアル製品 用部品の製造	
5.4.18 事務用電子機器部品の製造	
5.4.19 その他電子部品の製造	

6類 化学品およびプラスチック

業種	条件
6.6 工業用プラスチック製品 (Plastic Products for Industrial Goods) の製造	プラスチック成形工程を有すること。
6.7.1 多層プラスチック包装材 (Multilayer Plastics Packaging) の製造	プラスチックシートを 3 層以上多層化する工程を有すること。
6.7.2 無菌プラスチック包装材 (Aseptic Plastics Packaging) の製造	操業開始期限日から 2 年以内にクリーンルーム基準 ISO14611 レベル 7 または米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上またはそれに相当する国際規格の認定を受けること。
6.7.3 静電防止プラスチック包装材 (Antistatic Plastics Packaging) の製造	操業開始期限日から 2 年以内にクリーンルーム基準 ISO14611 レベル 7 または米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上またはそれに相当する国際規格の認定を受けること。
6.8 リサイクルプラスチック製品 の製造	タイ国内のみのプラスチック屑からの成形工程を有すると。
6.10 薬品の製造	操業開始期限日から 2 年以内に PIC/S に基づく GMP 基準の認定を受けること。
6.14.2 一般印刷物の製造	
6.15 石鹼、シャンプー、歯磨き、化粧品などのボディケア製品の製造	通常税率 50% の法人所得税減税の対象とならない。

業種	条件
6.16 消耗品用のプラスチック製品の製造、例：プラスチック包装材	通常税率 50%の法人所得税減税の対象とならない。
6.17 パルプまたは紙からの製品の製造、例：紙箱	通常税率 50%の法人所得税減税の対象とならない。

7類 サービス、公共事業

業種	条件
7.1.3 コンテナ方式による輸出品の検査およびコンテナ積載のための施設、または、港頭外での輸入品の検査およびコンテナ方式による輸出品の積載保管場所 (Inland Container Depot: ICD)	関連政府機関の同意を得ること。
7.4.1 最新システム使用の物流センター (Distribution Center: DC)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 払込登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。 2. 最新のコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。
7.4.2 最新システム使用の国際物流センター (International Distribution Center: IDC)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 払込登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。 2. 最新のコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。 3. 投資金額（土地代と運転資金を除く）が 1 億バーツ以上であること。 4. 海外 1 カ国以上に対し物流を行うこと。
7.9.1.1 工業団地または工業区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地面積が 500 ライ以上であること。 2. 工場用地は、総面積の 60%以上で 75%を超えてはならない。ただし、1,000 ライ超える場合は、投資委員会の同意に従うものとする。 3. その他の条件は以下の通りとする。 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 基幹道路 <ul style="list-style-type: none"> - 総面積が 1,000 ライ超える場合は 4 車線あり、道幅が 30 メートル以上で、路面幅が 14 メートル以上であり、交通島があり、両側にそれぞれ 2 メートル 以上の歩道があり、緊急駐車のために充分な路肩があること。 - 総面積 500 ~ 1,000 ライの場合、2 車線あり、道幅が 20 メートル以上で、路面幅が 7 メートル以上であり、両側にそれぞれ 2 メートル以上の歩道があり、緊急駐車のために充分な路肩があること。 3.2 補助道路は路面幅が 8.5 メートル以上で、両側にそれぞれ 2 メートル以上の路肩があること。

業種	条件
	<p>3.3 廃水処理設備は廃水の性質に合ったもので、処理後の排水池があり、法定の排水基準に準ずるシステムであること。</p> <p>3.4 廃水用の排水システムは雨水用の排水管と完全に分けること。</p> <p>3.5 委員会の同意した方式に基づきゴミ集積、整理、処理の方法を有すること。</p> <p>3.6 入居する工場は、天然資源・環境政策および計画事務局の専門家委員会が同意した環境影響評価報告書が指定する対象産業および禁止業種に沿ったものであること。</p> <p>3.7 入居する工場に、充分に使用できる電力、水道、電話、郵便などの公共施設を有すること。</p> <p>3.8 嘉勵証書発給日より 2 年以内に土地の総面積の約 25%以上、もしくは委員会が同意した面積を整備し、公共サービスを提供できること。</p>
7.9.1.2 宝石・宝飾産業工業団地または工業区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地面積が 100 ライ以上であること。 2. 総面積の 40% 以上を宝石および宝飾産業関連事業にあてること。 3. 宝石または宝飾の取引場所を設けること。 4. 充分な保安システムを設けること。 5. 会議室、展示場およびビジネスセンターを有すること。
7.9.1.3 ロジスティクス・パーク (Logistics Park)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地総面積が 200 ライ以上あり、延べ面積 50,000 平方メートル以上の賃貸または販売用倉庫の建設に投資すること。 2. 港湾、空港、国境税関所、通関および陸上コンテナデポ (Inland Container Depot: ICD) より半径 50 キロ以内立地することまたはフリートレードゾーンあるいはフリーゾーン内のいずれかに立地すること。 3. 一部または全ての面積をフリートレードゾーンあるいはフリーゾーンとすること。 4. コンテナ・ヤードまたはトラックターミナルがあり、または 50 個以上のコンテナを保管、預かるデポを有すること。 5. ロジスティクス・パークから国内・国際通信センターとの間に高速通信システムを有すること。 6. 登録資本金の 51%以上をタイ国籍者が保有すること。 7. 関連政府機関の同意を得ること。
7.22.1 フェリーあるいは遊覧船サービス、または遊覧船のレンタル	関係政府機関の同意を得ること。
7.22.2 遊覧船の乗船所サービス	船の引き上げ設備、陸上の集積場、修理場など様々な設備を有すること。

業種	条件
7.22.3 遊園地	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 5 億バーツ以上であること。 2. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。
7.22.4 タイ芸術文化センターまたはタイ美術工芸展示場	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 3,000 万バーツ以上であること。 2. 展示物について、委員会の同意を得ること。 3. 登録資本金の 51%以上をタイ国籍者が保有すること。
7.22.5 野外動物園	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 5 億バーツ以上で、土地面積が 500 ライ以上であること。 2. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。 3. グリーン・エリアと駐車場はそれぞれ総面積の 15%以上とすること。
7.22.6 博物館	投資金額（土地代および運転資金を除く）が 3 千万バーツ以上であること。
7.23.3 国際展示場	1. 室内展示場が 25,000 平方メートル以上あること。 2. 全展示場に会議室を設けること。
7.23.4 リハビリテーション・センター	1. 治療や健康リハビリテーションのための医療技術を使用すること。 2. 繙続型リハビリテーションプログラムがあり、利用者用の宿泊施設を有すること。
7.24 工場、および/ または倉庫のための建物開発事業	通常税率 50% の法人所得税減税の対象とならない。

第 2 項 恩典は投資委員会布告第 7/2564 号「特別経済開発区における投資奨励措置」の基準に基づき付与される。

第 3 項 本布告は仏暦 2564 年（2021 年）1 月 4 日より仏暦 2565 年（2022 年）の 最終営業日までの間に申請書を提出するプロジェクトに適用する。

尚、只今より有効とする。

発布日：仏暦 2564 年（2021 年）3 月 19 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

(プラユット・チャンオーチャー)
首相
投資委員会委員長